と共に交通労働者に組合を組織せん事を宣傳し、而して當時聲明せる如く内部には立入らず外部より機會ある毎に應援せり、又今後も御互に援け合ひ度いと思ひ居れど其ためには御振官の如き組織、現在としては必要もなしと信ず（二）、三、項の障害を押切つてまで）五、以上の如く決定せるも、斯る問題を三つの加盟團體代表者の缺席せる今夜の委員にて決定するは妥當ならず、故に最後の決定は追つて委員會を開いてなし、其上正式に返答する事とし、只今夜の委員會の意志を野村兄に通知する事

會發起人會

事）堀信男、尾關[illegible]、立憲造船労働、後藤田正毅（理事）松市太郎、藤原茂助、關西自由労働、野村孝太郎（理事）大串孝、林男三郎、美術友染工、植田増吉（理事）大阪皮革工、根田喜一（理事）石田、中川徳三 其他は代議員未決定に付き代表者出席[illegible]理事に左の三氏を選擧 坂本孝三郎（大阪鐵工組合）後藤田正毅（立憲造船労働）野村孝太郎（關西自由労働）會計檢査役は左の四團體より三名を選出する事に決定 美術友染工、京都印友會、日本機械労働、大阪皮革工 續いて野村孝太郎君（關西自由労働）を議長として議事に入る左の規約を決定

労働組合同盟會規則

第壹章 總則

第一條 本會は労働組合同盟會と稱す

第二條 本會は全國的及地方的各種労働及産業并に職業組合を以て組織す

第三條 本會の目的は左の如し

一、組織なき労働者に組織を與ふること

二、既成組合提携を促進すること

第四條 本會の規約は本會代議員三分の二以上の決議を以て變更することを得

第五條 本會の本部は當分の内大阪市外天王寺村大字天王寺八三三番地に置く

第貳章 加盟及脱退、除名、

第六條 加盟を勸誘し或は加盟申込の諾否を決する場合は加盟組合三分の二以上の同意あることを要す

第七條 加盟組合は何時にても脱退することを得るものとす

第八條 本會は加盟組合に對し三分の二以上の同意を以て脱退を勸告し或は除名することあるべし

第九條 本規則第七及第八條に依り脱退し或は除名せられたる團體は既に拂込たる會費及其他の醵出金の返戻を請求することを得ず

第三章 機關

第拾條 本會の會議を分ちて左の二種とす

一、代議員會、二、理事會

（一）代議員會及理事會の決議は常任理事之を執行す

（二）代議員は加盟組合より各三名選出するものとす

（三）理事は各組合代議員中より壹名を互選するものとす

（四）常任理事は理事中より互選するものとす

（五）會計係は常任理事中より互選し財産の管理出納を掌るものとす

（六）會計檢査役は代議員中より三名を互選するものとす

（七）役員の任期は總て壹ケ年とす

第拾壹條 本會の會費は毎月金武圓とし前月末迄に納入するものとす

第拾貳條 本會の會計年度は四月一日より翌年三月末日までとし會計檢査役の審査を經て之を報告するものとす

以上

大正拾壹年四月貳拾七日

一、代議員會は毎月一回開催し、加盟團體は何等隨意にして發言も自由なるが決議權はなし

二、労働組合同盟會第一回關西大會は東京側と交渉の結果六月頃開催

三、代議員全部が準備委員となりメーデー擧行、標語は關東勞働組合同盟會と同様「八時間勞働斷行」「生存權の確立」「勞農ロシアの承認」

メーデー擧行

勞働組合同盟會加盟在京阪勞働……と持つて中之島公園に集合、盛んなる示威運動を擧行した。

緊急臨時代議員會

メーデー終了と共に本部に於て坂本孝三郎君（大阪鐵工組合）を議長として臨時代議員會を開催し。左の事項を決議した。

一、自由勞働組合を本同盟會へ加入承認の件（保留）

二、京都印刷工組合發會式に代表者派遣の件（可決）

三、同盟會宣傳部制定の件可決

第二回代議員會

五月七日午後七時三十分、本部に於て、後藤正毅君（立憲造船勞働）を議長に左の事項を決議した。

一、全國的勞働組合同盟會組織に對する同盟會の態度決定の件（可決）

決議

我が勞働組合同盟會は日本勞働總同盟が、その組織を根底より解體して勞働組合同盟會の如く完全なる自治體を認むる迄の全國的同盟會の名稱共に伴ふ、組織せられざる限り絶對に反對す、

二、勞働組合同盟會の宣言ビラ作製の件（可決）阪本、野村、後藤田三氏を起草委員に擧げ一萬枚を印刷配布する事。

三、吾同盟會の加盟團體たる日本美術友染工組合の爭議に對し徹底的に應援する事（可決）

四、勞働講座設置の件（可決）

五、代議員會開催時日決定の事（毎月第一土曜日（本部）開催の事

臨時理事會

過日來、本同盟會と東京の勞働組合同盟會と全國的總聯合に關し共同で協議中なりしが、五月十四日、臨時理事會を本部に開催し左の決議をした。

決議文

一、勞働組合同盟會の主催せる……

二、近く關東より來阪すべき勞働組合同盟會代表委員と本同盟會委員と協力して全國既成勞働團體に加盟を勸誘すること

三、此際日本勞働總同盟幹部の專制的行爲に對し反省を促す

第三回代議員會

規約に依り三日午後七時、同盟會本部に於て、第三回代議員會を開催し京阪各團體から代表者出席し野村孝太郎君（自由勞働）を議長に協議の結果左の事項を滿場一致で決議した。

一、勞働組合同盟會演説會を來る六月中旬天王寺公會堂に於て開催する事（可決）

二、同盟會の機關誌を發行する事（可決）但當分の間勞働週報を以て充つる事

三、婦人勞働組合設立する事（可決）

四、東京の同盟會と相呼應して露國の饑民救濟義附金を募集する事（可決）

五、大阪印刷工組合大阪新聞工組合主催の從業員手當獲得反對運動に對し極力應援の事（可決）

緊急臨時理事會

六月四日正午通信勞働組合加盟其他に關する緊急理事會を大阪鐵工組合本部に於て開催し左の事項を決定した。

一、通信勞働組合加盟承認の件（可決）

二、通信勞働組合員不當解雇に關し堀江郵便局に交渉の件（可決）

三、田中機械製作所解雇職工の條件手當請求の件に付應援（可決）

駿豆鐵道運轉手盟休

靜岡縣三島町駿豆鐵道會社沼津三島間電車の運轉從業員久保武夫外十數名は重役に對し數日前から增給の要求をして居たが容れられないのを憤慨し十五日朝同盟罷業を決行したので會社側では太く狼狽し鐵道省であるが他の運轉部員にも波及する形勢である